## 埼玉県告示第七十八号

本 び 住所について、 庄北部土地改良区から当該役員に 土地改良法 (昭 (和二十四年法律第百九十五号) 次のとおり届出 が 就任 あ 2 た。 した者及 第十八条第十六 び当該 役員を退任 項 0 し 規定に た者  $\mathcal{O}$ 氏名及 ょ り、

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

就任

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 事 名 荒 海 田 山 Ш 立 部井 島 長 上 田 越 Ш 本 田 佳 弘 那 猪 福 真 喜司 信 保 正 美夫 :之助 男 行 口 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 口 同 玉 県 住 不在庄市 児玉 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 司 同 庄 市 郡 新 本庄二丁目四 同 牧 同 上 宮 小 田 仁手二百五 万 沼 山 都 傍示堂四百 本庄三丁目 小 井百五 年寺 王堂 島 里 戸三百三十 西千百七 中二百六十三番地一 島 和  $\mathcal{O}$ 和 Þ 字二百 千五百 匹 田六百五 八百六十三番 町大字神保 兀 百五 九 三 十二番地 丁目二番四号 番 四十 七 八番 十二番地一 目十二番六号 地 十六番地 + 八 八 目 -八番地二 -八番地 +番五 十番地 +五. -九番地 -八番地 原町百 番 八号 地 番地一 + 地 七 · 号 号 十五番地 八

同

大

友

同 同

牧

[四百四

番地

久

Þ

字百七

十 五.

番地

治

延

同

同

万

年寺二丁

目

七番二十六号

栁

同

同

田三百九

+

-五番地

名

氏

名

住

所

退 任

同同同同同理 事 長 須 海 克 久 行 行 一 雄 一 夫 一 解 同 同 同 同 玉県本庄市本庄二丁目四 同 同 同 戸 宮戸三百三十八番地 仁手二百五十二番地一 万年寺一丁目十四番三十号 三丁目七 番五十号

同 同 同 同 同 同 立 田 石 川 坂 本 喜司男 好 幸 佳 雄 久 清 \_ 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 下 新 堀田二百六十三番地 都 田 T 仁手二十一番地 田王堂九十八番地 井十四番地一 島八百六十三番地 中二百六十三番地一

同

松

同

同

小和瀬六十番地一

同

本庄市牧西三百七十九番地

同

児玉郡·

上里町大字神保原町百十五番地

八

同

小 根

同

同

田 部 井

同

同

牧西千百七十八番地二 沼和田八百二十五番地

英

同

同

延 同 牧西六百七十九番地 田中三百二十六番地二 万年寺二丁目七番二十六号

同

同

同

事

林之助

同

同

日の出三丁目五番七号傍示堂四百四十四番地

同

同

同

同

同

同

同

田

弘

戸

同

小島三丁目十四番三十五号久々宇二百八十一番地一